

社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

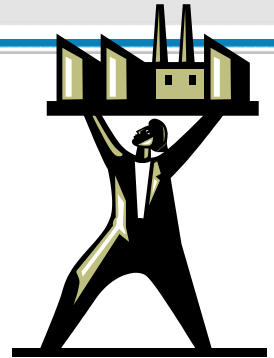
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

## 定年後の社会保険の注意

定年の引上げや、継続雇用制度の導入等、高齢者雇用確保措置が義務付けられたことにより、定年退職後に嘱託社員等として同じ会社に勤務するケースが増えています。今回のあおぞらレターは、60歳以降に正社員から嘱託等に変更となって再雇用した時の社会保険・雇用保険の注意点についてご案内いたします。



### 【1. 健康保険・厚生年金保険】

	標準報酬月額が 変わらない場合	給与の低下に伴い 標準報酬月額が下がる場合
定年により退職し、 同じ会社に再雇用 された場合	手続不要	資格の喪失と取得の手続を同時に行う ・資格喪失日 = 退職日の翌日 ・資格取得日 = 再雇用された日
<u>定年以外の理由で</u> 退職し、同じ会社に 再雇用された場合		この手続により再雇用された月分から 標準報酬を下げるができます。 手続には、退職後、新たに雇用契約を結んだ ことが証明できる契約書等が必要です。

この特例が適用されるためには以下の条件を満たしている必要があります。

60～64歳で老齢厚生年金の受給権があること

退職後1日も空くことなく同じ会社に雇用されること

従来、この特例は のように定年退職時にのみ適用されていました。  
平成22年9月1日からは のように定年時以外に退職した場合にも適用される  
ようになりました。契約更新時に給与が低下する場合は注意しましょう。



### 【2. 雇用保険】

- ・毎年4月1日時点で64歳以上の被保険者の雇用保険料は、本人・事業主負担分ともに免除されます。
- ・雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者で、再雇用後の給与が60歳到達時点の給与と比較して75%未満に下がった場合は、雇用継続給付が受けられる場合があります。

### ～平成23年度労働保険料について～

申告・納付期限

平成23年6月1日(水)～7月11日(月)

申告書は5月末頃に労働局から送付される予定です。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277